

組合員のみなさんへ 教育実践募集のお知らせ

はじめに

静教組立教育研究所は、

- ① 「実践者と研究者の協働により、憲法・子どもの権利条約に基づいた研究をすすめる」
 - ② 「教育のあり方に関する理論的研究や今日的な教育課題についての実践的な研究にとりくむ」
 - ③ 「静教組運動の前進につながる調査活動や情報発信の充実に努める」
- の3つを方針に教育現場に密着した研究と事業をすすめています。

研究の成果は、「研究所所報」と「研究所レポート」にまとめ、すべての組合員に配付しています。その最大の目的は、教育研究所の実践研究が組合員によってさらに実践・検証され、学校現場に拡がり、浸透していくことです。これにより、学校現場に軸足を置いた「子どもを主体とした『ゆたかな学び』(静教組政策提言より)」の実現をめざします。

そこで、教育研究所として、組合員のみなさまから教育実践を募集します。

【研究実践の拡大・浸透にむけたとりくみ】

1 運動のテーマ

「教育実践にとりくみ、子どもを主体とした『ゆたかな学び』を実現させよう」

2 とりくみの内容

- ・「子どもの権利条約推進委員会」「国際連帯と平和教育研究委員会」の研究所所報や研究所レポートに掲載されている教育実践を参考にして教育実践にとりくんでください。

※参考になる研究所所報と研究所レポート

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 研究所所報No.159・155 (子どもの権利条約推進委員会作成)② 研究所所報No.157・153 (国際連帯と平和教育研究委員会作成)③ 研究所所報No.156 (未来の教育を考える会作成)④ 研究所レポートVOL51 (子どもの権利条約推進委員会作成)⑤ 研究所レポートVOL55 (国際連帯と平和教育研究委員会作成) | } お手元がない場合は、教育研究所のHPからダウンロードすることができます。 |
|--|--|

- ・とりくんだ教育実践について、4に示す様式を参考に実践記録にまとめ、紙媒体または電子媒体で教育研究所に提出してください。
- ・提出していただいた実践は、研究所レポートや教育研究所ホームページに掲載し組合員に紹介します。

3 募集期限および提出先

- ・募集期限は特にありません。
- ・「静岡県教職員組合立教育研究所」宛 郵送またはEメールで提出してください。

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館3階

Eメール：kenkyujo@stu.or.jp

4 実践記録の様式等

(1) 留意点

- 文字サイズは原則 12 ポイントを基本とし、フォントは自由です。ただし、実践者の意図等により変えたい場合は、この限りではありません。
- 写真、図、板書などを入れ、わかりやすい実践記録となるよう工夫してください。
- 児童生徒の顔や名前など、個人が特定されないよう十分配慮してください。写真や作品の掲載にあたっては、本人と保護者の許諾を得てください。
- 資料の引用、転載の際には、出典を明示してください。

(2) 様式

※実践の題、単元名等を入れ、□で囲む。

○○学校○年 ○○科
※校種、学年、教科等

例 ○○○について考える／○○○な力の育成をめざして

○○○○ (△△△立□□□学校)
↑ 実践者の名前 ← 所属校名

- 1 実践への思い・考え
 - ※ 実践にとりくむきっかけ、実践のねらい、指導者の意図やねがい等を記述します。
 - ※ 5～10 行程度に収めてください。
 - ※ 参考にした研究所所報、研究所レポートがわかるように記載してください。
(記載例) 子どもの権利条約推進委員会の研究所所報No.159
国際連帯と平和教育研究委員会の研究所所報No.157
子どもの権利条約推進委員会の研究所レポート VOL51
国際連帯と平和教育研究委員会の研究所レポート VOL54
- 2 実践の概要
 - (1) 単元名等
 - (2) 目標・ねらい等
 - (3) 指導の具体
 - ※ 単元計画や指導過程等、指導や実践の流れがわかるよう工夫して記述してください。
 - ※ 所報の実践例を参考にしてください。
- 3 実践後の反省と評価
 - ※ 実践の成果と課題について、実践への思いや考えを踏まえ記述してください。
 - ※ 箇条書きでも通常の文章でも結構です。
- 4 資料・参考文献等
 - ※ 実践で使った資料、ワークシート、板書や教材、授業の様子等の写真を添付してください。

5 その他

- 実践募集の対象は、静教組組合員とします。
- 複数の組合員による共同実践でも構いません。
- 過年度の実践でも可とします。
- 提出してくださった組合員には、研究費として図書カードを贈呈します。
- 提出された実践記録を掲載する発行物の著作権は、教育研究所に帰属します。